中間検査特定工程一覧表

（詳細は、特定行政庁の告示等を参照）

㈱兵庫確認検査機構　20180401

用途	階数	兵庫県	姫路市	高砂市	加古川市	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市
一戸建ての住宅 長屋 共同住宅 **（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）**	2以下	50㎡超え	50㎡超え	木造、木造の混構造で 50㎡超え又は 地階を除く階数２以上	50㎡超え	50㎡超えかつ 地階を除く階数２以上	一戸建ての住宅 **（併用住宅の場合 住宅の部分が10㎡超え）**	木造、木造の混構造で 階数２以上	木造軸組工法、 上記の混構造で 地階を除く階数２以上	50㎡超え **（物販含む）**	50㎡超え	１．50㎡超え **（戸建のない耐震診断除く）** ２．地階を除く階数３以上で３階の主要構造部が木造	階数２以上 **（併用住宅含む）**	50㎡超えかつ 地階を除く階数２以上
	3以上								木造、木造の混構造で 地階を除く階数３以上					
特殊建築物 〔別表一（い）欄 一～四〕		500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く。）	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く）	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上）	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く）	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く）	100㎡超え階数２以上 200㎡超え階数１以上 **（中間に係る建築物が複数棟ある場合、それぞれの棟単位の床面積）**	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く）	詳細は市の告示を参照	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅・寄宿舎は除く）	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く）	１．500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） ２．地階を除く階数３以上で３階の主要構造部が木造	500㎡超え又は 階数３以上（地上２階以上）	500㎡超えかつ 階数３以上（地上２階以上） （共同住宅は除く）
〔別表一（い）欄 五、六〕														
上記以外の建築物									事務所等で地階若しくは３階以上の階の床面積が100㎡超 **（階数５以上で1,000㎡超えに限る）**					
構造		**特定工程**												
木造	在来軸組工法	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事**（地階を除く階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事**（地階を除く階数３以上の場合）** ②土台、柱、はり及び筋かいを金物等により接合する工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②土台、柱、はり及び筋かいを金物等により接合する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋交いの建て方工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋かいの建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②土台、柱、梁及び筋交いを金物等により接合する工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②柱、はり及び筋かいの建て方工事
	枠組壁工法	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎の配筋工事**（地階を除く階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎の配筋工事**（地階を除く階数３以上の場合）** ②壁を設置する工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁を設置する工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②壁を設置する工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②耐力壁の設置工事**（木質プレパブ工法及び丸太組構法共）**
鉄骨造		①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事 ②２階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事 ②２階の床版の取付け工事又は２階の床に鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事 ②２階の床版の取付け工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方工事	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②１階の鉄骨の建て方をする工事	①基礎の配筋工事 ②２階の床版の取り付け工事
鉄骨鉄筋コンクリート造							①基礎の配筋工事 ②２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（現場施工でない…２階のはり及び床版の取付け工事）		①基礎の配筋工事 ②２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事 ②２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（現場施工でない…２階の床及びはりの取付け工事）				①基礎の配筋工事 ②２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（現場施工でない…２階の床版の取り付け工事）
鉄筋コンクリート造		①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはり（平家は屋根床版）に鉄筋を配置する工事（現場施工でない…２階の床版又は屋根床版を取り付ける工事）	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはり（平家は屋根床版）に鉄筋を配置する工事（現場施工でない…２階の床版又は屋根床版を取り付ける工事）	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（現場施工でない…２階の床版の取付工事）	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはり（平家は屋根床版）に鉄筋を配置する工事（現場施工でない…２階の床版又は屋根床版を取り付ける工事）	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（現場施工でない…２階の床版及びはりの取付工事）		①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階のはり及び床版の配筋工事（現場施工でない…２階の床版の取付け工事）			①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはり（平家は屋根床版）に鉄筋を配置する工事（現場施工でない…２階の床版又は屋根床版を取り付ける工事）	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②２階のはり及び床（平家は屋根床版）の配筋工事（現場施工でない…２階の床版又は屋根床版の取付け工事）	①基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床（平屋は屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事**（階数３以上の場合）** ②２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（現場施工でない…２階の床版の取り付け工事）
上記以外		基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に鉄筋を配置する工事**（階数３以上の場合）**	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事		基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	
適用除外	法18条	○	○			○			○	○	○		○	
	法68条の10													○
	法68条の11			○			○							
	法68条の15									○				
	法68条の20	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○
	法68条の25									○				
	法85条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	品確法（建設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移転、大規模修繕･模様替	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
期間		29.4.1～	29.4.1～	29.4.1～	29.4.1～	29.4.1～	24.6.1～	29.4.1～	29.6.20～34.6.19	27.10.1～	29.4.1～	28.10.1～	29.2.1～	30.4.1～
工区分け		早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）		早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）	早期に終了する工区の工程を特定工程 （法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象）
添付書類 【確認申請時の添付書類は、特定行政庁に確認申請を提出する場合に必要な添付書類です。弊社では中間検査申請時までに提出してください】 【中間検査時の添付書類は、中間検査申請書の添付書類として提出してください（確認申請時に添付の場合は不要）】			【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時、中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①令第46条に規定する構造壁量図 （仲根建工法の場合を除き、土台、はり又は筋かいを金物等により接合する位置等を記入したもの）	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書			【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり及び筋かいその他これらに類する部材並びにそれらの接合の方法を明示した図書 ③令第４６条第４項に規定する基準に従った構造計算の計算書
備考							【特定工程】 ①一の確認で２棟以上の建築物がある場合は最も早期に完了する棟（当該棟が他の棟の規模に比して極めて小さい場合を除く） ②鉄骨造と鉄筋コンクリート造を併用する場合は該当する構造に応じた特定工程のうち最も早期に完了する工事		【その他の適用除外】 ①木造の混構造で木造部分が局部的でその他が木造以外のもの ②Exp.Ｊにより構造上別で申請部分だけで中間検査対象でないもの ③申請部分が50㎡以下（新築除く） ④高さが60mを超える	【特定工程】 ①木造以外の構造で平屋建ては基礎工事のみ ②混構造の場合は２階部分の構造による			